

第6号様式

随意契約について

|       |          |
|-------|----------|
| 公表年月日 | 令和8年6月1日 |
| 担当課   | 生活支援課    |

|          |   |
|----------|---|
| 契約業者名・住所 | 株式会社東京リーガルマインド（東京都千代田区神田三崎町2丁目2番12号）  |
| 工事等の名称   | 松戸市被保護者就労支援事業業務委託   |
| 工事等の場所   | 松戸市が指定する場所  |
| 種別       | 業務委託  |
| 工事等期間    | 令和8年4月1日から令和9年3月31日   |
| 契約金額     | 30,675,871円   |
| 工事等の概要   | 生活保護受給者に対する就労支援   |
| 随意契約の理由  | <p>本事業については、生活保護受給者のうち、就労可能と判断した稼働年齢層の者（以下、「対象者」という。）の就労促進のため、カウンセリングや求人開拓を実施し、現状の雇用形態や職業スキルの変化等に対応した専門的な個別指導等の就労支援を効果的に行うことで、対象者の就労を推進し、自立の促進を図ることを目的に事業を実施しております。当該事業者は令和7年度の指名競争入札により決定しました。支援対象者への懇切丁寧な助言や指導で深い信頼関係が構築されており、就労を前向きに意識づけさせ、就労決定につなげています。また、下記事業者の実績や経験を生かした就労先確保に向けた求人開拓が出来ていることも含め高く評価しております。本事業を実施するうえで、対象者の支援については、3か月ごとに支援状況の評価及び今後の支援内容の見直しを行うこととしていますが、対象者によっては、比較的短期間で就労に結びつく者もいれば、就労決定に至るまでの支援期間が6か月以上と比較的長期間となる等、支援の効果が発現するまでに時間を</p> |

要する場合もあります。

新年度に実施業者が替わった場合、支援対象者と就労支援員との間で築き上げられた信頼関係が途切れてしまい、対象者の支援に支障を招くことが予想されます。さらに、他の事業者と一から信頼関係を構築していかなければならないことで、対象者の就労意欲の低下を招いてしまうなど、積み上げてきた支援の効果が無に帰す可能性もあり、対象者の自立支援に多大な影響を及ぼすことが懸念されます。

以上のことから、本事業は、「性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するものと判断し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号および、松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定により随意契約とすることが妥当かつ適法であると思料します。